

山梨県中東諸国インバウンド観光推進事業
プロモーション動画作成業務委託審査基準書

令和2年10月
山梨県観光文化部観光振興課

1. 審査基準書の位置付け

本審査基準書は、山梨県が山梨県中東諸国インバウンド観光推進事業プロモーション動画作成業務委託業者を選定するための、プロポーザルでの採点基準について記述したものであり、「山梨県中東諸国インバウンド観光推進事業プロモーション動画作成業務企画提案実施要項」を補うものです。

2. 選定方法

業者の選定は公募型プロポーザル方式により行います。

3. 審査の視点

(1) 点数の配点について

配点表

業務遂行能力	35
企画能力	20
編集デザイン能力	40
価格	5
合計点	100

(2) 採点について

- 各評価項目における評価基準は、次のとおりとします。

非常に優れている
優れている
普通
やや劣っている
劣っている
要求水準を満たしていない

↑ (高得点)
(0点)

- 業務委託の内容については、仕様書を参照してください。

4. 審査の流れ

「山梨県中東諸国インバウンド観光推進事業プロモーション動画作成業務企画提案実施要項」の8審査及び結果通知 (3) 審査方法によります。

5. 委託業務実施候補者の決定

各提案者から提出された企画提案書等を総合的に勘案して、各項目の評価を採点します。その評価点の合計が最も高い者を委託業務実施候補者とします。

ただし、総得点が1位であっても仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は委託業務実施候補者に選定しないことがあります。